1 あさぎり町免田総合体育センターグラウンド

- (1) 体育活動を目的として利用する場合は、無料とする。 (町外者が利用する場合は、午前・午後・夜間毎に 1,030 円を徴収する。)
- (2) 体育活動以外を目的として利用する場合(1日につき)
 - ア 営利事業に利用しない場合 5.400円
 - イ 営利事業に利用する場合

入場料を徴収しない場合 21,600円

入場料を徴収する場合

入場料

100 円以下 37,800 円

100 円以上 500 円未満 43,200 円

500 円以上 64,800 円

備考

- 1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
- 2 1日未満は、1日とみなす。
- 3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。
- 4 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。
- 5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。

夜間照明施設使用料

施設名	使用料	備考
夜間照明施設	1時間当たり 1,230円	1時間未満は、1時間とみなす。

附属設備使用料

器具名	使用料	備考
拡声装置	1,080円(1回につき)	1 1日未満は、1日とみなす。
テント	220円(1 張につき)	2 施設外持出しは、原則としてできない。